

令和5年度 事業計画

公益社団法人 静岡県建築士会

はじめに

静岡県建築士会は、本年度、昭和26年11月に設立後72年、また平成24年4月に公益社団法人へ移行後12年目を迎える。

本会は「建築士の品位の保持と技術の向上及びその業務の進歩改善を図り、もって公共の福祉に寄与すること」(定款第3条)を目的として活動し、行政とともに建築を通じ我が国経済の発展と市民生活の安全・安心を支えてきた。

一方、我が国の経済状況は平成24年以降緩やかに回復しているとされていたが、令和2年に発生した新型コロナウイルスの感染状況は、未だ終息を見せず、今後の景気動向は不透明な状況にあり、本会の運営にも影響を及ぼしている。また、静岡県が推進する地震対策事業「TOUKAI-0」計画は、令和7年度が最終年度となり、本会公益事業費の大きなウエイトを占める「わが家の専門家診断事業」もこの1年前の令和6年度が最終年度となり、件数の減少傾向も相俟って、本会の財源への影響が懸念されている。また建築技術普及センターから受注の定期講習もリモート講習、リモートによる終了考査となりつつ講習事業の減少もある。

こうした情勢の下、従来の事業に加え、近年懸案となっている会員増強や若手建築士の育成、地震だけではなく風水害等を含めた自然災害対策、地球温暖化による脱炭素社会への課題等についても取り組んでいくことで、士会活動の継続的な発展と公益法人としての社会的責務を果たしていく。

また、本年10月に開催予定の建築士会全国大会「しずおか大会」については、令和3年度に設置した実行委員会を中心に、今後、着実に準備を進めていく。

【基本方針】

以上の状況を踏まえ、本年度は次の3点を軸に事業計画を策定した。

1 質の高い建築士を目指して

社会からの期待と信頼に応えるべく、建築に関する最新の技術や知識の習得など建築士の育成に努めるとともに、専攻建築士制度や継続能力開発(CPD)制度等を通じて自己研鑽を推奨する。

また、将来建築士を目指す者に対して、資格取得のための講習会開催等の支援を行う。

2 地域づくりへの参加及び県民の安全確保への貢献

優れた景観の形成や地域に散在する歴史的建造物等の発掘、保全、活用等について、専門的見地から質の高い実践的な地域づくりに積極的に参加する。

また、県民に対する安全・安心な建物の供給に寄与するという使命の下、これまでの地震対策に台風や豪雨などを加えた自然災害対策に取り組むとともに、行政の推進する安全対策の諸施策に協力していく。

3 組織及び財政基盤の強化、充実

公益目的事業を推進するためには、それを支える強固な組織体制と財政基盤が必要であることから、会員の増強、準会員制度の活用、ブロック活動の充実及び本会とブロック組織との連携強化に努める。また、今後懸念される財源の縮小を踏まえ、中長期的視点から事業及び組織の在り方について検討していく。

【事業計画】

I 建築士資格付与・資質向上事業（公益目的事業1）

1 建築士試験・免許登録事務等

（1）建築士試験及び建築士免許登録等の事業

建築士法に基づき、建築士試験の実施業務、指定登録機関としての建築士免許登録等業務を適正、確実に処理する。

特に、令和2年度から建築士試験の受験要件であった実務経験が免許登録要件になったことから、免許登録時の資格（実務経験）審査を適正に実施する。

- ・一級、二級、木造建築士の試験業務（建築技術教育普及センターから受託）
- ・一級建築士の免許登録申請等受付業務（日本建築士会連合会から受託）
- ・二級、木造建築士の免許登録等・閲覧に関する業務（静岡県指定登録機関）

（2）専攻建築士の認定事業

建築士業務の多種多様な専門化に対応して、自ら責任を取れる専攻領域の実績と日々研鑽を積んでいる建築士を認定しているが、今年度も制度の普及に努めていく。

- ・専攻建築士制度のPR、新規及び更新認定申請の促進
- ・専攻建築士審査評議会の開催

2 建築士の資質向上のための研修等

（1）建築士法第22条の2に基づく研修（定期講習）

建築技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基準法令の改正に的確に対応できるように、建築士に一定期間ごとの講習の受講を義務付けられた事業であり、（公財）建築技術教育普及センターと共同して実施する。

- ・今年度は第2期（7～9月）に開催

（2）建築士法第22条の4第5項に基づく研修等

建築士の業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修等を実施する。

- ・建築技術に関する研修会の開催
- ・しずおか木造塾（24年目）の開催
- ・各ブロックにおける研修、講習会及び見学会等の開催

（3）既存住宅状況調査のための講習会

平成30年4月から既存住宅の売買時に既存住宅状況調査に関する説明が義務付けられたことから、この資格取得のための講習会を実施する。

- ・既存住宅状況調査技術者講習会（新規）の開催

（4）継続能力開発（CPD）制度の推進

建築士が良好で質の高い建築環境の構築に資するため、指定した研修等の受講、建築相談等の社会貢献活動をすることで単位を付与する制度であり、その普及に努める。

- ・建築士及び建築施工管理技士へのCPD制度参加促進

（5）地震関連の資格取得のための講習会

静岡県が想定される南海トラフ巨大地震に備えて実施する応急危険度判定士養成講習会を受託実施するとともに、県の地震関連施策に積極的に協力していく。

- ・静岡県応急危険度判定士養成講習会の実施(静岡県からの受託)
- ・静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会との連携

(6) 建築士を目指す者への支援

建築士を目指す学生などに対する支援を実施する。

- ・準会員制度の活用
- ・「建築甲子園」静岡県大会の開催
- ・建築士試験製図講習会等の開催
- ・建築科がある高等学校や大学及び建築士養成機関との交流

(7) 会員増強及び建築士育成事業

建築士の魅力をPRし若手建築士を確保していくことが、本会の会員増強のみならず活動の活性化に繋がる。

また、建築技術は社会の幅広い分野において必要とされており、建築士の資質の向上と最新技術の習得が求められている。

こうした現状に対応するため、特に若手建築士を中心とした会員や建築士を目指す学生等を対象として、会員増強及び建築士育成に繋がる講習会等を実施する。

- ・講演会及び研修会の開催

Ⅱ 地域住民との連携、地域の安全確保のための事業（公益目的事業2）

1 まちづくり、景観形成事業

(1) 地域貢献活動支援事業

地域の建築物の調査・保全・再生、街並みの保全、居住環境の保全・整備、防災まちづくりなどの住まい・まちづくり活動を継続的に進めている団体に対して活動費助成を行うとともに、専門的知識を生かした活動支援を行い、地域社会の発展に貢献する。

ただし、近年の活動費助成の状況から隔年実施とする。

- ・活動費を助成するまちづくり団体の選考及び活動発表会の開催

(2) 景観整備事業

地域の良好な景観形成に関する専門家の派遣、情報提供、相談その他の支援活動を推進し、更に、地域に点在する歴史的建造物等の発掘、保全等の活動を組織的に推進していくため、平成25年度に静岡県ヘリテージセンター(通称「SHEC」)を発足させた。

これにより保全・活用のための相談・調査・助成制度の受託やまちづくり活動への支援、災害発生に対応した行政、職能団体との連携を図るとともに、その業務に従事する専門家の養成を図る。

- ・地域文化財専門家育成(ステップアップ)研修等の開催
- ・美しいしずおか景観推進協議会(県主宰)への参画
- ・全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会(連合会設置)への参画、連携
- ・景観行政団体への景観整備機構の指定要請

2 県民の安全確保のための事業

(1) 住宅の耐震診断

市町から受託する「わが家の専門家診断事業」を実施し、静岡県地震対策事業「TOUKAI-0」を積極的に推進していく。

- ・市町からの耐震戸別訪問事業等受託事業の実施
- ・耐震出前講演会等の実施(ブロック事業)

(2) 大規模震災を想定した諸事業(県・市町と連携した安全対策)

想定される南海トラフ巨大地震の発生に備えて、応急危険度判定士業務の検討や静岡県総合防災訓練(会場:浜松市、湖西市)における実地訓練を行う。

- ・県内市町の防災訓練における応急危険度判定業務等の講習会の支援
- ・静岡県地震被災建築物応急危険度判定協議会への参画
- ・静岡県災害対策士業連絡会への参画及び他士業種との連携

(3) 自然災害対策事業

地震対策については、これまで静岡県及び関係団体と連携して対応してきたが、近年は台風や集中豪雨などの風水害が頻繁に発生している。

こうした状況を踏まえ、地震を含めた自然災害全般について、災害時に迅速かつ的確に対処できる対策などの講習会等を会員及び県民を対象に令和3年度から5年計画で実施する。

- ・風水害住宅復旧講習会

3 住宅に関する情報発信事業

建築関係の最先端技術や住宅に関する最新情報を、県民に対して提供する場を設けホームページ、広報誌などを通じて発信する。

- ・静岡県住宅振興協議会(県主宰)への参加、協力
- ・広報誌「建築静岡」の発行

4 建築相談事業

県民からの住宅の新築、増改築等の建築技術的な相談、住宅の耐震化に係る相談など建築に関する様々な相談に対応する。

また、建築問題は、早期の解決や円満解決に繋がる建築士の専門的な助言が重要なことから、これらについても対応する。

- ・展示会等における相談コーナーの設置
- ・市町主催の住民相談会等への相談員派遣
- ・行政、司法の住宅紛争事案等への専門家派遣

5 建築士会全国大会「しずおか大会」の開催準備

令和3年10月に設置した「全国大会実行委員会」を中心に具体的な準備を進めていく。

- ・開催日 令和5年10月27日(金)
- ・開催場所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」
- ・大会テーマ 「歴史と文化の継承 ～ローカルに生きる～」

Ⅲ 法人管理

1 諸会議の開催及び運営

- (1) 定時総会 令和5年6月9日(金) 中島屋グランドホテル
- (2) 理事会 年 6回開催
- (3) 総務会 年11回開催
- (4) 監査会 年 2回開催(決算監査、中間監査)

2 会員

令和4年度末現在の会員数は、正会員980名、賛助会員148社、計1,128名社で、前年度末と比較すると正会員が57名の減、賛助会員は変わらずであり、引き続き会員数は減少傾向にある。

この現象は、本会のみならず全国的な課題であり、本会と同様に他県士会においても会員増の有効な手段を見出せない状況にある。これは会員の高齢化や建築士免許登録者の減少、有資格者の未加入等複合的な要因に由来するものと考えられる。

会員の減少は、財政への影響、組織の活性化に関わる重大な問題であり、連合会や他建築士会とも情報交換を行いながら組織を挙げて取り組む必要があることから、令和2年度に設置した「会員増強及び建築士育成特別委員会」が主体となって、会員増強及び建築士育成に繋がる事業を実施していく。

3 財政

会員数及び受託事業等の減少に伴う自主財源の減少は、法人運営のみならず公益事業の縮小にも繋がるものであり、社会的使命、組織の維持及び会員活動の活性化のためにも財政基盤の強化が重要である。

このため、令和5年度当初予算の編成に当たっては、予算委員会(総務会役員が構成員：会長・副会長・常務理事)を設置し、費用対効果を意識した事業の重点化や管理運営経費の見直しなどを行い、公益社団法人に相応しい持続可能な財政運営を図っていくための検討を行った。

静岡県が推進する地震対策事業「TOUKAI-0」計画は令和7年度が最終年度となり、本会公益事業の大きな割合を占める「わが家の専門家診断事業」もこの前年の令和6年度が最終年度になった。また、その件数も減少傾向にあり、公益事業の先行きは大変厳しいものがある。

こうした状況を踏まえ、限られた予算の中で効率的な事業執行と経費の節減に努めるとともに、公益法人の財務三基準である収支相償、公益率及び遊休財産保有制限を遵守し、適切な財務運営を図っていく。

4 組織及び事業体制

平成17年8月に「士会組織等のあり方」の答申が出され、平成19年5月開催の通常総会において「組織改革に伴う基本方針」が承認された。また、本会は平成24年4月に公益社団法人へ移行した。

これまでの間、「組織改革に伴う基本方針」に基づき、時代の変遷に対応すべく会長特命委員会(財務、ブロック、公益法人)を設置し、会務の運営方法等について検討してきた。

平成28年1月開催の理事会において「本会委員会及び機構組織の改編案」が承認され、同年4月1日以降現行の組織及び事業体制で運営している。

しかしながら、本会存在の基である会員数は依然として減少傾向にあり、また、活動の

基となる財政についても、事業費の大きな割合を占める「わが家の専門家診断事業」の先細りにより財源、事業費の縮小が懸念されるなど、本会を取り巻く状況は大変厳しいものがある。

このような状況を踏まえて令和2年度に設置した「組織検討特別委員会」において、中長期的視点に立って財源規模に見合った事業及び組織の在り方を検討していく。

- ・組織検討特別委員会の開催

5 情報公開

公益社団法人として情報公開が求められている組織、役員、事業計画及び予算並びに事業報告及び決算をはじめ必要な情報を、機関誌及びホームページを通じて積極的に公開していく。